新病院における要求水準の参考個別仕様書

②　建設・設備維持管理（ファシリティ・マネジメント）業務
（エ）環境衛生管理業務（環境測定業務）

―目次―

1　業務対象範囲

適切な環境を維持するため、次の対象施設について清潔区域環境モニタリング、微生物学的モニタリング、放射線管理などの環境測定を計画し、実施する。

１）一般室内
２）クリーンルーム
３）手術室
４）RI 施設
５）放射線室
６）シールドルーム
７）その他（提案含む）

2　業務内容

(1)　共通事項

①本業務仕様書および関係法令、「建築保全業務共通仕様書（建設大臣官房官庁営繕部監修、以下「共通仕様書」という）」の最新版に基づき、測定を実施する。
②共通仕様書の測定周期については、適切な保守管理が行われることを前提として事業者の裁量に委ねる。
④本業務仕様書、関係法令、共通仕様書の両方に記載がある場合は、優先順位は関係法令、本業務仕様書、共通仕様書の順とする。
⑤業務計画策定
業務の実施に先立ち、本業務仕様書の内容を満足する実施体制、実施工程、業務を行う者が有する資格など、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を策定し、病院の承認を受ける。

(2)　測定

上記の対象施設について一般環境、清浄環境、微生物環境、放射線環境、麻酔ガス環境、排水環境、電磁波環境等を測定し、適切な環境に維持する。

(3)　記録・報告

①受託者は業務の結果を所定の書式の報告書に記入し、作業終了後速やかに病院に報告し承認を受ける。
②測定の結果、機器・設備・施設の機能に異常等がある場合または劣化がある場合には、とるべき必要な措置を報告書に記入する。
④報告書には、必要に応じて測定状況などを示す写真、図面及び試験成績書等の資料を添付する。
⑤記録・報告内容はデータベース化し、環境衛生管理業務及び設備管理業務の実施に活用する。

3　業務実施体制

(1)　業務責任者

①業務責任者の配置
受託者は業務責任者として、環境衛生管理業務の業務を総合的に把握し調整を行う者を配置する。
②業務責任者の職務
（ア）常に最善の方法で業務を実施するために、業務の点検・見直しを行う。
（イ）病院職員と問題点の解決を図る場として、定期的に会議を開催する。
（ウ）病院職員との連絡を充分に行い、常に連携を保つように努める。
（エ）病院が開催する会議等に必要に応じて出席する。

(2)　職員

①職員について、住所、氏名、生年月日、経歴を記載したものに写真と健康診断書および有資格者にあっては資格を証する書類の写しを添付した職員名簿を病院に提出する。なお、職員に異動があった場合も、これに準じて提出する。

②職員は、当該業務について十分な知識を有し、訓練を受け、かつ責任感が強く、誠実で健康であるものとする。

③受託者は、職員が基本的人権について正しい理解を持って受託業務を遂行できるよう、人権問題に係る研修に努めるものとする。

④職員については、常に研修・訓練に努め、業務内容の向上に努めること。

⑤職員には、本業務に従事するにふさわしい制服等を着用させ、各人名札をつけさせるとともに、受託者の職員であることが確認できる身分証明書等を携帯させること。

⑥資格を要する業務で免許証等の携帯が義務づけられている業務に従事させる場合には、必ず免許証等を携帯させること。

⑦受託者は法令に基づく健康診断及び病院が必要とする健康診断を実施するとともに、必要な労働安全、精神衛生等の教育を実施し、職員の健康管理に努める

(3)　業務管理

あらかじめ作業計画書により勤務表および業務内容表を定めておく。

(4)　標準作業書の常備

標準作業書を常備し、職員に周知させる。内容については必要に応じて病院と協議、改善し業務の効率化を図る。

(5)　書籍管理

環境測定管理業務に必要な図面、設計図書、取扱説明書等を常に利用できるように保管・管理する。

(6)　安全管理

①業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努めるように徹底させる。

②業務を行う場所もしくはその周辺に第三者が存する場合、または立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を病院と協議のうえで講じるよう、職員に徹底させる。

(7)　対外折衝

①監督官公庁への提出書類を作成して提出する。

②必要書類を保管・管理する。

③その他業者などへの対応を実施する。

(8)　服務規程

①受託者は、本業務に関する契約書、仕様書及び指示事項等について十分職員に周知させ、業務を円滑に進めるよう指導すること。

②病院内外において来院者等と接する場合は、親切に応対し、来院者等に不快の念を与えるような言動のないよう注意すること。

③病院の一員であるとの認識で業務を実施する。

④受託者及び職員は、業務上知り得たことについて、第三者に漏らしてはならない。

⑤受託者及び職員は、病院の秩序及び規律を乱し、業務の円滑な遂行を妨げるような行為をしてはならない。

⑥緊急時または業務上必要時以外は病室、診察室、その他病院業務が日常行われている場所には立ち入らない。

⑦不必要な照明の消灯など、エネルギー節約に努める。

⑧衛生管理には特に注意し、感染予防と汚染拡散防止に努める。

(9)　一般事項

①受託者は関係法令、条例、規則及び本仕様書を遵守し、誠実に受託業務を履行しなければならない。

②本業務に使用する機械器具及び資材等は、特に指定する場合を除き、受託者の負担とする。

③本業務の履行に必要な控室等については、委託者が供与する。光熱水費についても同様とする。

④受託者の責任において生じた施設等の損害については、受託者が賠償するものとする。

4　準備業務

当該業務を開始するにあたり、それに伴い発生する準備業務に関して、病院に積極的に協力し連携をとる。

5　業務の引継

契約期間の満了又は契約の解除等で、新たに配置される受託者と交代する場合は、業務一切の引継を必要期間内（１ヶ月以内において委託者が定める。）に、確実に行わなければならない。

6　その他

本仕様書に記載のない業務は、病院との協議のうえで必要と認められたものについて実施する。

クリーンルーム測定項目・測定方法参考仕様

項目	
1) 浮遊粒子数測定	**ＪＩＳＢ９９２０（クリーンルーム中における浮遊粒子数の測定方法に準拠したサンプリングを行う。 尚、サンプリングはＪＩＳＢ９９２１（光散乱式粒子計数器）に準拠したパーティクルカウンターにより、１ポイント当たり、０．１ｃｆｔ以上の空気を床上１，０００mmにて採取して行う。**
2) 空中浮遊細菌及び真菌	**バイオテストＲＳＣエアーサンプラーを用い、１ポイント当たり８０の空気を床上１００㎝にてアガーストリップＧＫ－Ａ（細菌用寒天培地）・アガーストリップＨＳ（真菌用寒天培地）へ衝突させ、空気中の細菌・真菌を採取する。アガーストリップＧＫ－Ａは３０±１．０℃で４８時・真菌を採取する。アガーストリップＧＫ－Ａは３０±１．０で４８時間、アガーストリップＨＳは２５±１．０℃で１６８時間培養後、出現したコロニー数を生菌数とする。**
3) 付着菌（アガースタンプ法による）	**フードスタンプを直接検査箇所の表面に押し付け菌体を採取し、３０±１．０℃で４８時間培養後、発育したコロニー数をカウントし生菌数とする。**
4) 温湿度測定	**サンプリングは、室内中央部及び床上１、０００mmの高さで、温度と相対湿度を精密に測定する。**
5) 室内空気圧力差測定	**手術室と清潔廊下との空気圧力差を、高性能微差圧計で測定し、結果は空気圧力差の方向と水柱値をmmＨ２０で示す。**
6) 照度測定	**手術室内の水平面照度をＪＩＳ Ｃ７６１２（照度測定方法）に準拠したポイントにて、サンプリングする。尚、サンプリングは床上８５０mmの高さで行う。**
7) 換気回数測定	**パンチンググリル等を取り付けた状態で、吹き出し口ごとに、３～６ポイントの風速をＪＩＳ Ｔ８２０２（携帯用熱線式風速計）に準拠したトランジスタ式の微風速計を使用し、建築設備定期検査業務基準指導書（建設省住宅局建築指導監修）により測定し、平均吹き出し風速を算出する。 そのデータから吹き出し口の有効面積により風量を決定し、手術室の積より換気回数を求める。**
8) フィルタリーク測定	**吹き出し口のＨＥＰＡフィルタのパンチリンググリル上より検査る。 サンプリンググローブを２㎝程度離し、スキャニングによりリークの有無を確認する。 尚、フィルタの一次側空気は大気塵とする。結果は、フィルタの補集率として示す。**
9) 付着菌（MRＳA推定用培地）	**フードスタンプを直接検査箇所の表面に押し付け菌体を採取し、３５℃で２４～４８時間培養後、発育したコロニーを判定する。**